青木　滋　石村　博龍　大隅　義盛
大原　和之　大森　正道　品田　長生
高原　秀年　宮崎一二三男　矢谷　幸雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
遠藤　哲郎　掛川　忠　深田　英夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月四日）
片山　勝章　渡邊　瞭

瑞宝小綬章を授ける（各通）
小畑　春雄　倉山　隆
角　明見　藤吉　廣美

瑞宝双光章を授ける（各通）
大林　本直　功刀　忠夫　中村　數男
松田　吉一　水嶌　浩　山ノ井健次郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月五日）
石川　和生　大谷津正已　迫　四郎
関　忠　高盛　宇吾　多田　晧二
田中　嘉顯　綱島　早苗　渡部紀志夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
日高　勝芳

瑞宝単光章を授ける（以上七月六日）
遠田　暢男　二ノ宮真人

瑞宝双光章を授ける（各通）
木下　胤夫　山本　一寛

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月七日）
尾崎　和年

瑞宝双光章を授ける（七月九日）

○叙勲

近藤　武男

旭日小綬章を授ける
浅沼　清司　朝日　明
小田　又次　勝田　茂雄　氏吉　明
小林　知玄　溝口　富次　勝山　武雄

旭日双光章を授ける（各通）
赤木　三郎　石橋　泉　猪子　静雄
植木　光夫　太田　良一　大西　光雄
大野　二郎　大森　貞雄　笠原　海平
鹿瀬島敏輝　方波見全弘　金川　末夫
川島　權治　菊池　俊　熊倉　猛
斉藤　武　坂本　信亥　首藤　清愛
辻本　正光　藤　治三郎　橡木　武雄
土井　一弘　中川　芳藏　中司　政行
難波　義章　野上　初見　波多野時夫
林　光邦　原　忠良　廣瀬　知一
藤田　祐一　牧　清　牧野仁太郎
宮ケ迫利満　山岡　透　山崎　武志
山中　納　八幡　實　横田源左ヱ門

旭日単光章を授ける（各通）
和田　忠善

瑞宝小綬章を授ける（各通）
新井　勇　井澤　一勝　小倉　亥作
紙野　伸二　北林　範雄　草間　由雄
小松　廣　齋藤　津平　澤登　善高
高治　豊　篁　晃融

瑞宝小綬章を授ける（各通）
饗庭　滋　青山　博之　浅川　脩治
浅野　忠志　石井兼治郎　石垣　尚之
井手　政利　伊藤　勝利　伊藤　宗敏
稲福　源吉　上田　勝　上田　盛明
上野　恒男　上山久太郎　打越　榮
大川　亮　大西　隆二　大場祐太郎
荻野　惠三　奥村　良雄　尾崎　正幸
片山　薫　加藤　誠三　加藤　尊雄
金澤　芳夫　金澤　好満　兼子　俊
鎌田　敏弘　上浦　薫　加茂　貞雄
川端　武男　神橋　利治　喜多茂一郎
木村紀一郎　工藤　重義　倉田　秀行
栗田　一也　黒沢　正元

小嵐重郎右ヱ門
高下　修邦　高津　寛　古角　春夫
小樋　延喜　小松　一秀　小松　公男
小谷野五郎　小山　良三　近藤　榮
後藤　文武　齋東　進　酒井　勇
坂西　學　佐藤　敬治　佐藤　光一
皿井　治　椎名　義廸　庄司　恒雄
末廣　浩吉　杉山　衛　鈴木　晃
鈴木　惇　鈴木　眞成　清家　渡
高橋　七郎　高橋甚四郎　高橋　敏行
高橋　政美　高橋　松男　武田　好文
田中　和子　田中　保俊　谷　善次
谷口　勘次　田村　保　土賀　マサ
鶴田　宏平　寺井　芳雄　藤　浄一
冨吉積太郎　登米　長生　土肥　實
内藤　皓善　中西　嘉平　中西　彦一
中村　覺　成田　又平　西岡　幸三
西川　長榮　西野　淳　西山　巧
西山　忠保　橋爪　渡　橋本　憲三
橋本　敏郎　羽田野　宏　花房　忠晃
濱坂　幸二　林　志郎　日野　廣治
肥村　治夫　平野　治男　廣部　一夫
福田　達雄　福田　基二　藤澤　千美
藤田　忠司　藤原宇太郎　古川　龍雄
細野　紀郎　本田　弘　前田　廣
松井　悟　松井　睦男　松川　集一
松崎清一郎　松本　成行　水上　吉郎
水谷外史郎　溝口　好夫　宮坂　信
宮崎　政光　明神　政光　三輪　千伯
三輪　裕　村上　周子　村田　象
森　茂喜　森下　正美　森田　哲夫
森田　敏夫　森田　幹雄　森本　修哉
柳橋　保伸　矢島　利正　安田　修治
山口　修　山口　弥十　山下　邦夫
山田　政夫　山本　仁三　吉田　清
吉原　庸男　渡邊　安保

瑞宝双光章を授ける（各通）
新井　貞雄　泉　逸夫　市三又三郎
齋藤萬治郎　関口伊太郎　永岡　瀧子
野村　善之　橋本　修

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月八日午前九時三十四分御出門、大震災避難者及び地域の支援者を御訪問のため、成増団地（板橋区）へ行幸啓、同十一時四十五分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の北海道区域の使用者を代表する地方調整委員である坪田清美氏の任期が平成23年10月31日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。以下１において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。以下１において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成23年８月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成23年９月９日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100－8916　東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎第５号館）

別記様式

厚生労働大臣　殿　　平成　年　月　日

使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名
（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

北海道区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考